

次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」の策定について

1 計画策定の経緯

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」は、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画と老人福祉法に基づく高齢者福祉計画を一体とした計画で、高齢者への福祉サービス全般に係る事項を対象とするとともに、市町が策定する介護保険事業計画をふまえて、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数などを定めたものです。

平成12年度以降、3年ごとに改定を行っており、平成30年度からの現行計画は令和2年度末をもって期間を終了することから、今年度、新たな計画を策定します。

2 次期計画の期間

令和3年度から令和5年度まで（3年間）

3 次期計画の概要

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、次の6つを柱に、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

- 介護サービス基盤の整備
- 地域包括ケアシステム推進のための支援
- 認知症施策の推進
- 安全安心のまちづくり
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保および業務効率化の取組
- 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化

4 策定のポイント

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025（令和7）年、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等をふまえて計画を策定します。

(2) 地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり、参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載します。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を着実に進めるための支援について記載します。

また、在宅医療・介護連携の推進について、レセプトデータを活用して認知症の人を早期のケアにつなげる取組などの医療・介護分野のデータ活用や、看取りや認知症への対応の強化等の観点をふまえて記載します。

要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標を定めるとともに、専門職と介護職の連携による生活期リハビリ相談の普及・啓発の取組等について記載します。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市町間の情報連携の強化
住宅型有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の設置状況について記載し、これを勘案して、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数などを定めます。

(5) 「認知症施策先進県」に向けた認知症施策の推進

「認知症サミット in Mie」において採択された「パール宣言」を受けて実施された市町、関係団体、大学・研究機関、企業等によるさまざまな取組について調査を実施し、令和2年3月にとりまとめた「三重県の今後の認知症施策の指針」に沿って、若年性認知症の人も含め、認知症の人ができる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる「認知症施策先進県」に向けた取組について記載します。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および業務効率化の取組強化

介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の取組や、三重県発の取組である「介護助手」のさらなる普及展開に向けた支援等について記載します。

また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化を強化することについて記載します。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況をふまえ、災害に対する備えの重要性について記載します。

また、新型コロナウイルスの感染拡大や介護施設等におけるクラスター発生の状況をふまえ、感染防止対策の重要性や、感染症が発生しても必要なサービスが継続できる体制の整備に係る取組について記載します。

5 今後の予定

令和2年11月	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（中間案）
12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案） パブリックコメント（～令和3年1月）
令和3年2月	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（最終案）
3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）
3月末	次期計画の策定

次期 みえ高齢者元気・かがやきプランの全体像 (第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画)

基本方針 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

○ 具体的な取組

1 介護サービス基盤の整備
(1) 介護サービス基盤の整備

- 1 在宅サービス
- 2 短期入所サービス
- 3 地域密着型サービス
- 4 特別養護老人ホーム
- 5 介護老人保健施設
- 6 介護療養型医療施設・介護医療院
- 7 個室ユニット化の推進
- 8 養護老人ホーム
- 9 軽費老人ホーム

2 地域包括ケアシステム推進のための支援
(1) 地域包括支援センターの機能強化

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 地域ケア会議の充実

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- 1 在宅医療
- 2 医療・介護連携

(3) 介護予防・生活支援サービスの充実

- 1 健康づくり
- 2 介護予防
- 3 生活支援

3 認知症施策先進県に向けた取組
(1) 地域支援体制の強化と普及啓発
～「共生」の取組
(2) 医療・介護サービスの実践と予防
～「予防」の取組

4 安全安心のまちづくり
(1) 高齢者の社会参加
(2) 高齢者に相応しい住まいの確保
(3) 虐待防止
(4) 高齢者の安全安心
(5) 災害に対する備え
(6) 感染症に対する備え



1・2・3・4を下支え

5 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組 (介護人材の確保・定着、介護職員等の養成及び資質向上、介護の担い手に関する取組、業務効率化の取組)

6 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化 (介護給付費の負担、介護保険財政安定化制度、低所得者対策、介護保険審査会、要介護(要支援)認定制度、介護サービス事業者等への指導・監査、市町が行う適正化事業の広域支援)

